

TOYOTA CITY

Planning & Development

MASTER PLAN

豊田市都市計画 マスタープラン



概要版



2018年3月豊田市



「つながる つくる暮らし楽しむまち・とよた」 の実現をめざして

本市は、世界をリードするものづくり産業の中核都市としての顔を持つ一方、市域のおよそ7割を森林が占め、豊かな自然や田園が広がるみどりのまちとしての顔も併せ持っています。

この度、第8次豊田市総合計画で掲げている将来都市像「つながる つくる暮らし楽しむまち・とよた」の実現に向け、本市の都市づくりの基本的な方針として「豊田市都市計画マスタープラン」を策定いたしました。

超高齢社会の進展や技術革新、社会経済の一層のグローバル化といった大きな時代の変化に対応し、将来にわたって活力ある都市として持続的に発展していくため、更なる産業の集積強化を図るとともに、多様なライフスタイルに合わせた暮らしの実現に向けて「多核ネットワーク型都市構造」の確立をめざします。

そのため、リニア中央新幹線開業を背景とした交流機会の増大が見込まれる中、鉄道機能の強化による名古屋市へのアクセス性の向上とともに、沿線の都市的土地利用を図ります。あわせて、これまで自動車産業とともに発展してきた郊外部においても、充実した都市基盤を生かした生活利便性の高い市街地の維持を図ります。

最後に、計画策定に当たり、貴重なご意見をいただいた多くの皆様に感謝申し上げますとともに、引き続き市政に対するご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2018年3月

豊田市長 太田 稔彦

目 次

都市計画マスタープランの策定にあたって	2
---------------------	---

都市づくりの目標

1 将来都市像と都市づくりの目標	4
2 将来人口	4
3 将来都市構造	5
4 土地利用	6

都市づくりの方針

1 土地利用の方針	
1-1 土地利用構想	8
1-2 住宅地・住環境の方針	11
1-3 商業・業務地の方針	12
1-4 工業地の方針	13
1-5 自然的土地利用の方針	13
2 都市施設整備の方針	
2-1 道路整備の方針	14
2-2 公共交通の方針	16
2-3 都心整備の方針	17
2-4 公園・緑地整備の方針	18
2-5 下水道整備の方針	20
2-6 河川整備の方針	20
2-7 その他都市施設等の整備の方針	21
3 都市防災の方針	
3-1 防災拠点の整備及び機能充実	23
3-2 災害時における被害の拡大防止	23
3-3 災害時における都市施設の機能確保	23
3-4 水害及び土砂災害の発生防止	23
3-5 市民、地域及び企業の防災意識向上と防災力強化	23
4 景観形成の方針	
4-1 景観法に基づく景観計画	24
4-2 景観形成方針	24

地域別の方針

地域区分	25
1 中部地域の方針	26
2 南部地域の方針	27
3 東部地域の方針	28
4 北部地域の方針	29

都市計画マスタープランの策定にあたって

(1) 目的

豊田市都市計画マスタープラン（以下「本計画」とします。）は、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものです。本計画は、豊田市（以下「本市」とします。）の上位計画である「第8次豊田市総合計画」並びに愛知県が定める「豊田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（豊田都市計画区域マスタープラン）」に即し、より良い都市づくりの総合的な方針を取りまとめるものです。

(2) 対象区域

都市計画区域である豊田地区及び藤岡地区を対象とします。

なお、将来、土地利用の整序等の必要が生じた場合には、準都市計画区域の指定について検討を行い、都市計画マスタープランの対象区域とします。



(3) 目標年次

目標年次は、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、10年後である2027年とします。

2018年

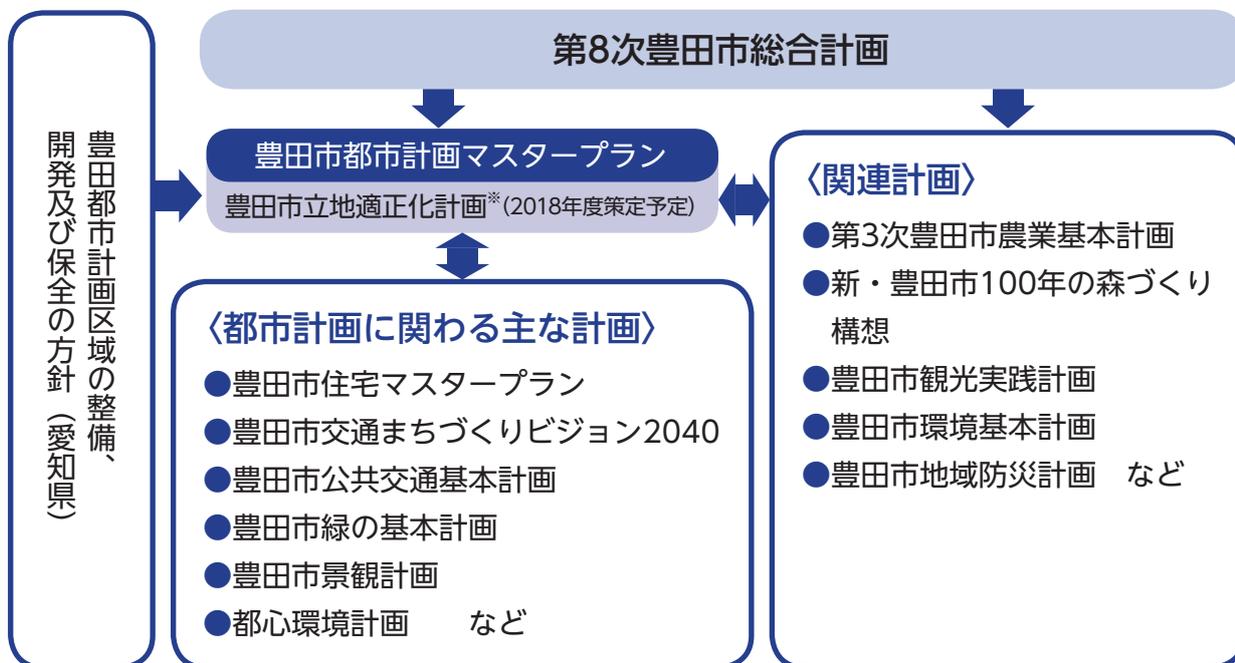
2027年

計画期間（10年）

将来都市像

(4) 都市計画マスタープランの位置付け

本計画は、本市の上位計画である「第8次豊田市総合計画」並びに愛知県が定める「豊田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（豊田都市計画区域マスタープラン）」に即し、都市計画に係る主な計画及び関連計画との連携及び整合を図り定めます。



(5) 都市計画マスタープランの構成

本計画は、全体構想と地域別構想で構成しています。全体構想では、将来都市像、都市づくりの目標、将来人口、将来都市構造を明らかにした上で、その実現に向けた都市づくりの方針を示しています。

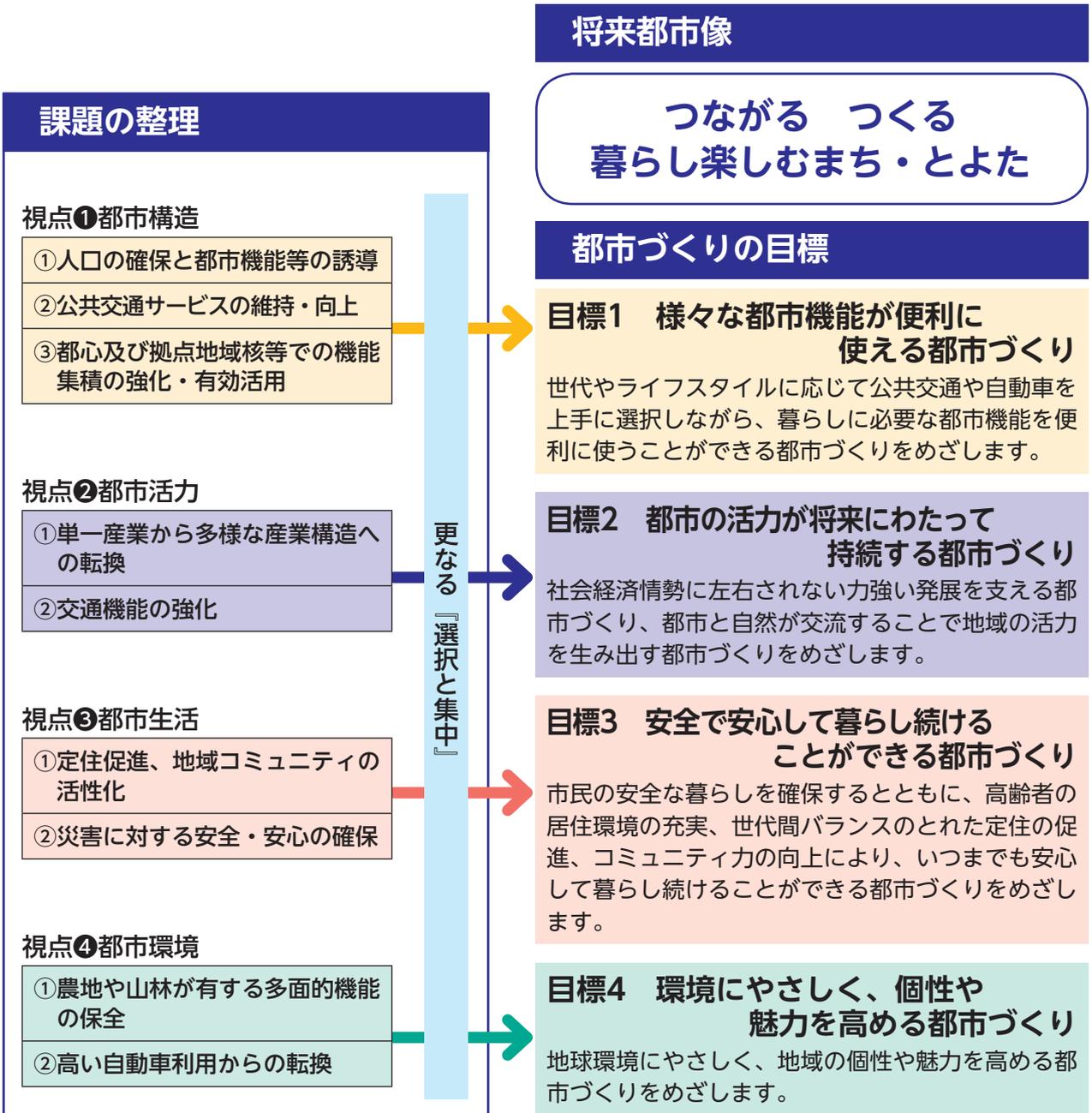
また、地域別構想では、4つの地域別に具体的な地域づくりの方針を示しています。



都市づくりの目標

1 将来都市像と都市づくりの目標

本市がめざす将来都市像の実現に向けて、今後の都市づくりの課題への対応を踏まえ、都市づくりの目標を次のように定めます。



2 将来人口

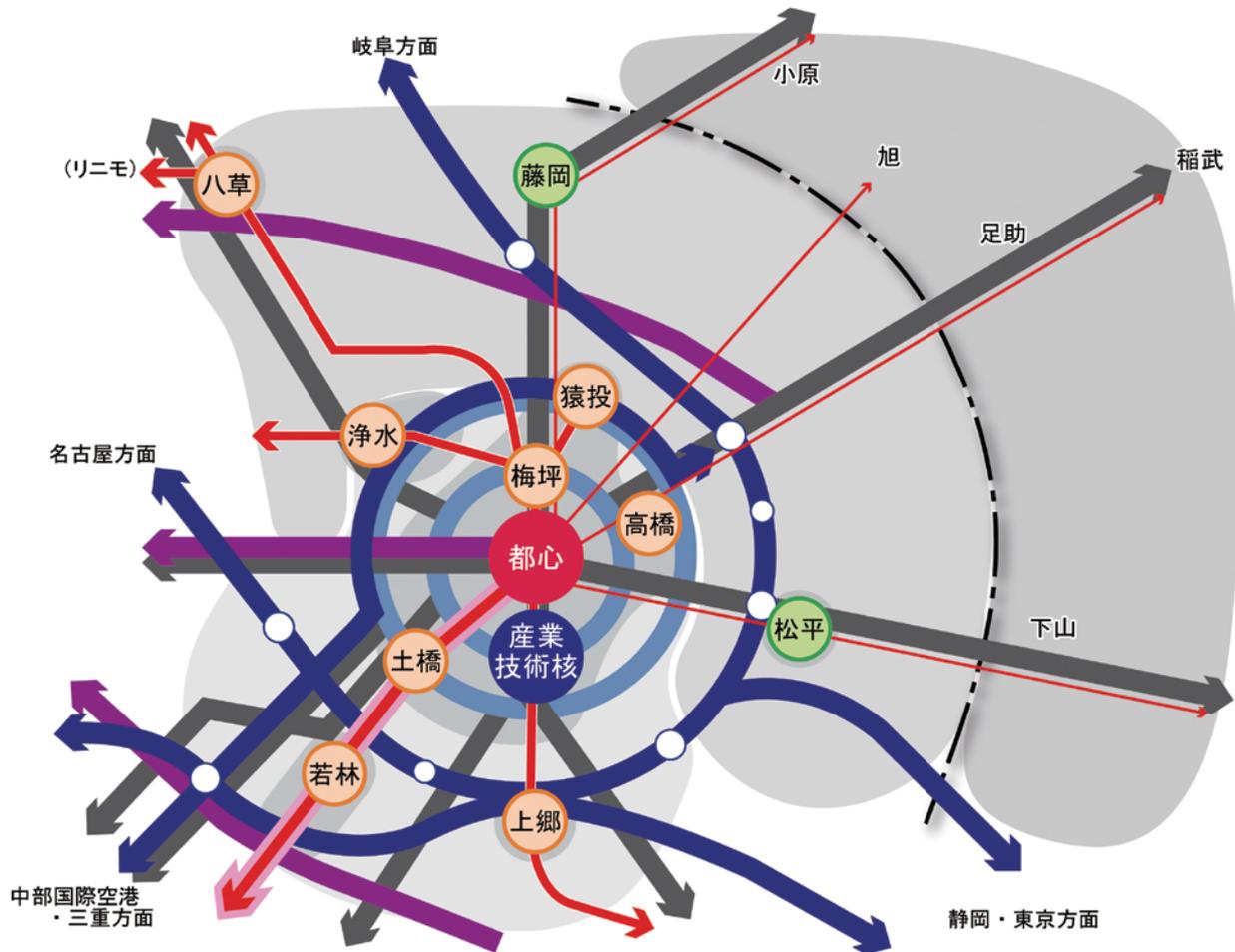
本計画においては、上位計画である第8次豊田市総合計画及び豊田市人口ビジョンとの整合を図り、目標年次（2027年）における都市計画区域内の将来人口を413,500人と設定します。

3 将来都市構造

多核ネットワーク型都市構造の確立

広大な市域と点在する市街地や集落を抱える本市の特性を踏まえ、効率的な都市経営に向け、地域ごとの特性に応じて都市機能や生活機能を集約すべき場所を「核」（都心、産業技術核、拠点地域核及び地域核）とし、それらの核と核の相互連携を強めるための公共交通（鉄道及び基幹バス）や道路を「ネットワーク」として位置付け、来るべき人口減少や到来した超高齢社会においても、多様なライフスタイルに合わせた安全・安心な生活を送ることができる多核ネットワーク型都市構造への誘導を図ります。

図-1 将来都市構造



凡例

- | | | |
|--|--|--|
| <p>〈核〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 都心 ● 産業技術核 ● 拠点地域核 ● 地域核 | <p>〈ネットワーク〉</p> <p>公共交通ネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> — 鉄道 (※) — 鉄道機能強化 — 基幹バス | <p>道路ネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> — 高規格幹線・地域高規格道路 — 名古屋連絡道路 — 放射道路 — 環状道路 |
|--|--|--|

4 土地利用

(1) ゾーン

①市街地ゾーン

多核ネットワーク型都市構造の確立をめざして「拠点集約型土地利用」を図るとともに、核周辺以外の幹線道路沿道に立地する既存の都市機能や生活機能を有効に活用する「幹線道路沿道型土地利用」を図り、これらを適切に組み合わせた土地利用（ハイブリッド型土地利用）を推進します。

図-2 ハイブリッド型土地利用のイメージ



②都市・田園共生ゾーン

市街地ゾーン周辺の良好な田園環境が広がる地域を「都市・田園共生ゾーン」として位置付け、居住環境と田園環境との調和など都市的土地利用と農業的土地利用との共生を基本とし、農業基盤の整備等による優良農地の保全とともに、必要に応じて既存ストックを生かした鉄道沿線への定住促進やインターチェンジ周辺における産業集積等の計画的な土地利用の誘導を図ります。

③都市近郊自然共生ゾーン

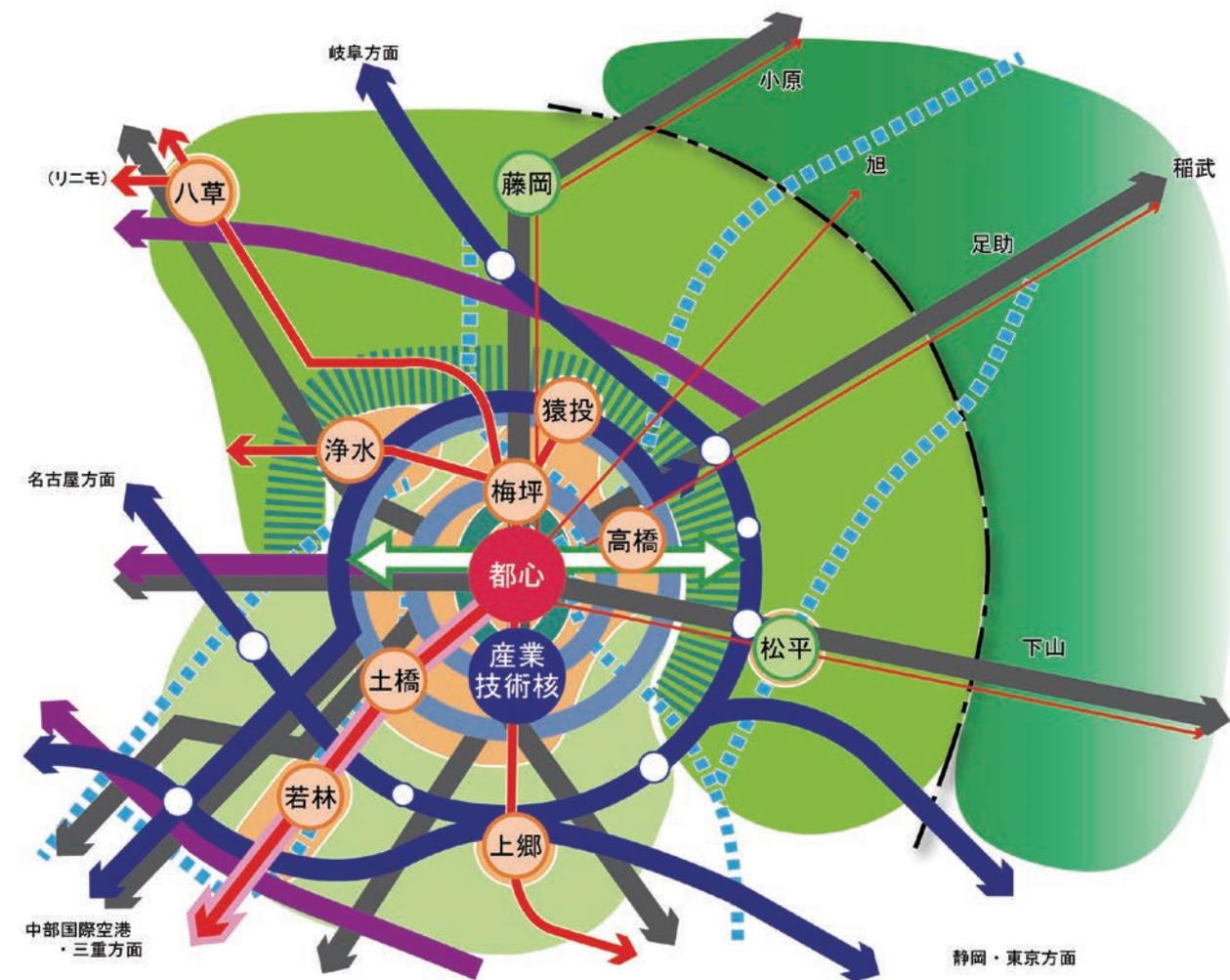
市街地ゾーン周辺の身近な自然や里山が広がる地域を「都市近郊自然共生ゾーン」として位置付け、都市近郊にある農地や森林等の保全及び育成を基本とし、必要に応じて既存ストックを生かしたインターチェンジ周辺における産業集積等の計画的な土地利用の誘導を図ります。

また、都市近郊にある自然や歴史・文化等の地域資源の保全と活用を基本とし、地域特性に応じた文化・交流機能の誘導を図ります。

(2) 緑の骨格構造

緑の持つ機能を最大限に発揮させるため、緑の保全や都市公園等の整備により緑の拠点を形成し、河川や緑道などで拠点をつなげることによる水と緑のネットワークを形成します。そのネットワークの軸として「緑の骨格構造」を位置付け、緑の環境都市軸、緑の内環、緑の外環及び河川環境軸で構成し、それぞれの構造を明確にすることで、水と緑との調和が図られた都市をめざします。

図-3 将来都市構造及び土地利用のイメージ



凡例

〈ゾーン〉	〈核〉	〈ネットワーク〉		〈緑の骨格構造〉
市街地ゾーン	都心	公共交通ネットワーク		緑の環境都市軸
都市・田園共生ゾーン	産業技術核	鉄道	道路ネットワーク	緑の内環
都市近郊自然共生ゾーン	拠点地域核	(※) 鉄道機能強化	高規格幹線・地域高規格道路	緑の外環 (保全区域)
森林環境共生ゾーン	地域核	基幹バス	名古屋連絡道路	河川環境軸
--- 都市計画区域界			放射道路	
			環状道路	

都市づくりの方針

1 土地利用の方針

1-1 土地利用構想

1 土地利用区分別の方針

● 専用住宅地区

低層戸建住宅や共同住宅等が主体となった土地利用を維持し、生活利便性が確保された良好な居住環境を有する住宅地の形成を図るとともに、住民相互の交流を深め、コミュニティ機能の強化を図ることにより、安全で快適な住宅地の形成を推進します。

● 一般住宅地区

住環境への影響が大きい用途及び形態の建物の立地を抑制し、居住環境との調和を図りながら、住宅、日常生活に必要な最寄品等を扱う商業施設、公共施設等の多様な用途が共存する住宅地の形成を推進します。

● 沿道商業地区

周辺の住宅地の居住環境等に配慮しつつ、幹線道路からのアクセス性を生かした商業・業務施設等を維持し、近隣住民等の暮らしを支える商業地の形成を推進します。

● 一般商業地区

地域における生活利便性を高める商業施設、福祉機能と一体となった共同住宅を始めとした多様な世代の居住ニーズに応える施設など、地域住民の生活を支える都市機能の集積・集約を図り、生活利便性が高く、魅力ある商業地の形成を推進します。

● 商業・業務地区

市民生活の質を高めるとともに市内外からの利用が見込まれる広域的な商業・業務機能を始め、居住機能や医療・福祉機能などの多様な機能の複合化・高度化を図り、多核ネットワーク型都市構造の中核にふさわしい高密度でにぎわいのある商業・業務地の形成を推進します。

● 住工複合地区

住宅や小規模な工場等が共存する住工複合地区においては、必要に応じて地区計画等を活用し、良好な居住環境と工場等の操業環境との調和を図ります。

● 工業地区

基幹産業の更なる強化と生産・研究機能の高度化を図るとともに、周辺の居住環境や交通処理機能に配慮しつつ、新たな産業用地の需要に対応する土地利用を促進し、本市の主要産業を支える工業地の形成を推進します。

● 都市・田園共生地区

優良農地の保全を原則としつつ、農地に囲まれた快適な居住環境の維持保全を図りながら、鉄道駅周辺における住宅用地等やインターチェンジ周辺における産業用地の需要に対応するため、計画的かつ集約的な土地利用の誘導を図ります。

● 都市近郊自然共生地区

市街地の無秩序な拡大を抑制し、都市近郊の農地、森林、緑地などの保全を基本として、ゆとりある居住環境の維持保全やインターチェンジ周辺における産業用地の計画的な確保、歴史・文化資源の保全と活用を図ります。

2 拠点の方針

● 都市機能連携拠点

都心と産業技術核の中間に位置する鉄道駅や大規模工場の周辺を「都市機能連携拠点」として位置付け、都心の商業・業務機能や居住機能の補完及び産業技術核の研究・開発機能や次世代産業機能の補完に向けて、都心及び産業技術核と一体となる都市機能の誘導を図ります。

● 産業誘導拠点

産業用地の需要が高い主要なインターチェンジや大規模工場の周辺等を「産業誘導拠点」として位置付け、周辺の土地利用との調和を図りながら、新産業の創出に向けて、生産機能に加え、研究・開発機能の誘導や新たな産業の立地を図ります。

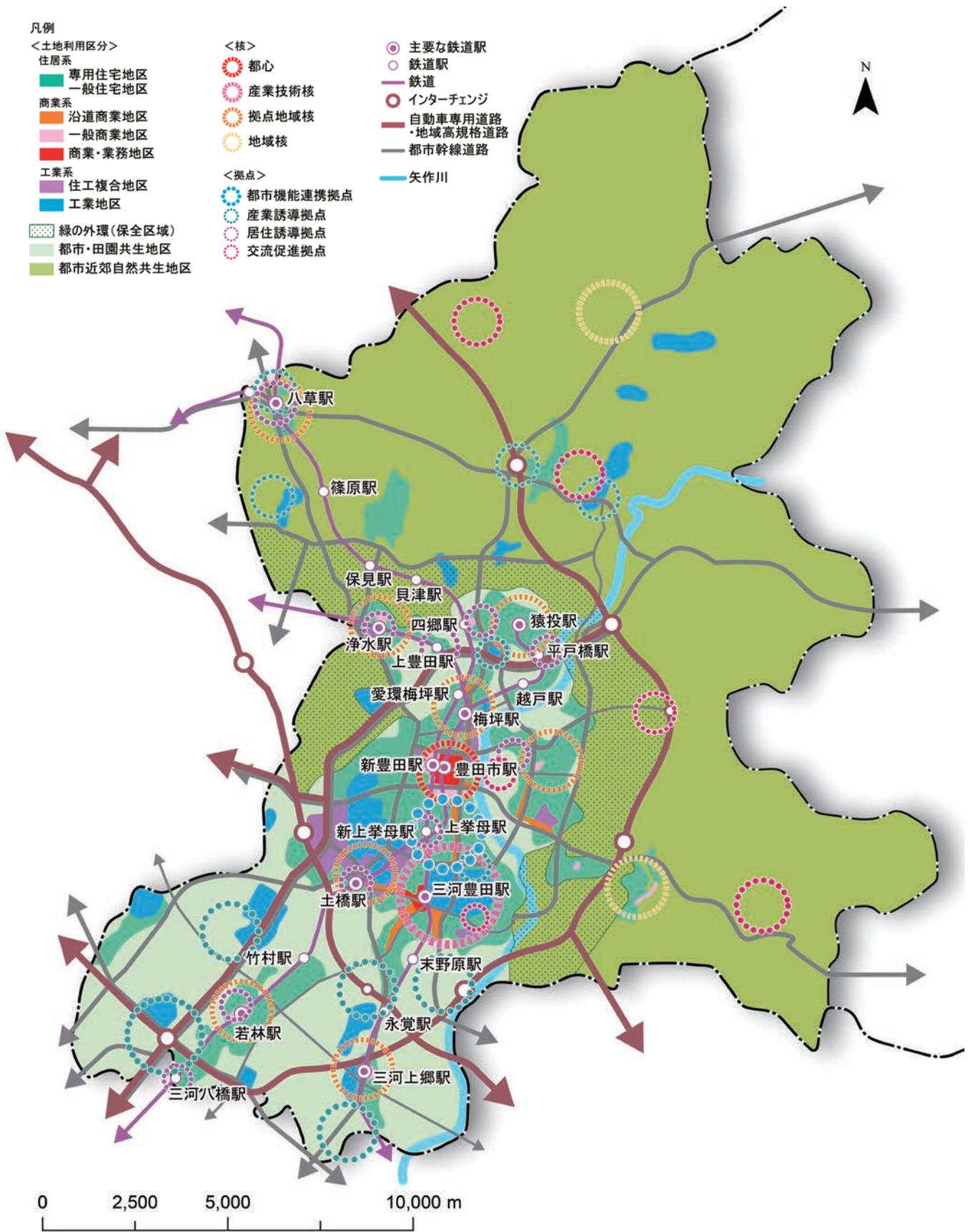
● 居住誘導拠点

市街地ゾーン及び都市・田園共生ゾーンにおける主要な鉄道駅の周辺等を「居住誘導拠点」として位置付け、土地区画整理事業等により住宅需要に応える宅地を供給します。あわせて、来るべき人口減少や到来した超高齢社会への適応に向け、都市機能や生活機能を確保し、居住誘導を推進します。

● 交流促進拠点

既存の観光施設やものづくり・歴史に関わる文化施設、スポーツ施設等の豊田市観光実践計画に掲げられた主要な観光交流施設の周辺を「交流促進拠点」として位置付け、自然や歴史・文化等の貴重な地域資源を生かし、山村地域等の交流人口の確保を図ります。

図-4 土地利用構想図



1-2 住宅地・住環境の方針

1 都心や拠点地域核などへの居住促進

- ・ 都心における高次な都市機能の維持及び更なる集積・集約による居住誘導、日常生活を支える生活機能の立地誘導及び安全・安心に暮らせる居住環境の創出
- ・ 産業技術核における鉄道駅周辺の高度な商業・業務地としての高い利便性を生かした土地利用の高度化等による居住促進
- ・ 拠点地域核における周辺地域住民の生活利便性を高める都市機能及び生活機能の集積・集約や土地利用の高度化等による居住促進
- ・ 地域核における宅地の利活用や商業施設等の既存の生活機能の維持



浄水特定土地区画整理事業区域

2 計画的な住宅地の整備

- ・ 既存の都市基盤や生活機能等を生かした土地区画整理事業等の市街地整備事業の推進、民間開発の促進による新たな住宅地の供給
- ・ 「市街化調整区域内地区計画運用指針」による良好な住宅地の供給



土橋土地区画整理事業区域

3 既成市街地等の住環境の保全・改善

- ・ 地区の防災性能の向上等による住環境の改善
- ・ 低未利用地の利活用や多世代居住の促進等と併せた生活機能の確保等による地域コミュニティの維持
- ・ 既存集落における開発許可制度や地区計画等による居住人口と生活機能の維持
- ・ 既成市街地における道路や公園等の都市基盤の整備・改善、地区計画等の適切な運用による住環境の保全

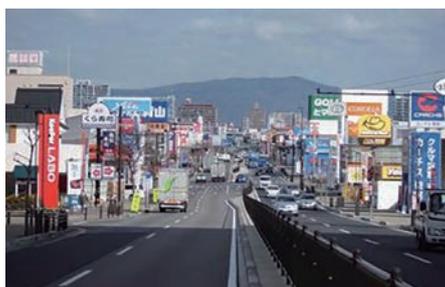
1-3 商業・業務地の方針

1 都心・産業技術核の商業・業務機能の強化

- ・都心における高次な商業・業務機能及び娯楽・レクリエーション機能の集積強化、都心への公共交通によるアクセス性の向上、安全・快適な歩行空間の形成及び快適に移動できる交通手段の充実
- ・産業技術核における既存の商業・業務施設の集積を生かした更なる業務施設の立地誘導
- ・都市機能連携拠点における道路などの都市基盤の充実、商業・業務機能の集積
- ・都心及び産業技術核を結ぶ商業・業務地、都心から梅坪駅周辺及び産業技術核から土橋駅周辺までの商業・業務地における新たなニーズに対応した施設の立地誘導



都心



(都) 蒲郡岐阜線の沿道



(都) 水源橋線の沿道

2 地域商業地の商業機能等の強化

- ・拠点地域核における地域特性に応じた買回り品等を扱う商業施設等の都市機能の維持及び集積強化、公共交通により山村地域との結び付きが強い拠点地域核での広域的な都市機能の誘導
- ・地域核における日常生活に必要な商品を取り扱う商業施設や公共施設等の維持

3 沿道商業地の維持・活用

- ・多様な交通手段によるアクセス性を生かした、既存の商業施設等の都市機能や生活機能の維持

1-4 工業地の方針

1 産業技術核・大規模工業地の機能強化

- ・産業技術核における産業技術の中核としての基幹産業の更なる強化と生産・研究・開発機能の高度化
- ・既存の大規模工場や工業団地における土地利用規制の見直し等の取組による工業地としての機能強化



産業技術核

2 住工混在地における問題の解消

- ・地区計画の活用等による良好な居住環境と工場等の操業環境との調和

3 大規模工業地やインターチェンジの周辺等における新たな産業用地の確保

- ・次世代自動車分野を始めとした重点産業分野等の誘導のための受け皿となる産業用地の確保
- ・「市街化調整区域内地区計画運用指針」による周辺環境や景観との調和のとれた良好な産業用地の確保



花本産業団地

1-5 自然的土地利用の方針

1 優良農地の維持保全

- ・農業振興地域整備計画や開発許可制度等の運用による無秩序な開発の抑制
- ・農のある暮らしを楽しむというライフスタイルの広がりによる農地の活用等

2 山林・緑地の維持保全

- ・開発許可制度等の運用による無秩序な開発の抑制
- ・水と緑のネットワーク形成による一体的な機能の維持保全
- ・地滑り防止区域や急傾斜地崩壊危険区域等における防災対策の推進及び土砂災害防止法に基づく指定区域における適正な土地利用

2 都市施設整備の方針

2-1 道路整備の方針

1 道路ネットワークの確立

- ・都市内環状道路、広域・都市間交流の活性化を図る放射・連絡道路といった都市の骨格となる地域高規格道路等や市民生活に身近な道路の整備の推進

2 道路機能別の整備方針

(1) 自動車専用道路・地域高規格道路

- ・安全で安心な暮らしを支え、活発な交流によるにぎわいと都市の活力を引き出すための自動車専用道路等を生かした道路網の形成
- ・リニア中央新幹線開業を見据えた名古屋へのアクセス及び中部国際空港、名古屋港、衣浦港、三河港等とのつながりを強化するための道路整備
- ・環状ネットワーク等の強化による産業活動の効率化や観光面での交流促進

(2) 主要幹線道路・都市幹線道路

- ・都市内におけるまとまった交通を受け持ち、都市内交通の円滑な処理機能や災害時の緊急輸送道路としての機能の確保
- ・都市拠点への接続性を高め、利便性の高い道路網の形成及び自動車専用道路及び地域高規格道路との接続性の向上

(3) 地区幹線道路

- ・都市幹線道路や主要な公共公益施設への接続性の向上
- ・災害時の緊急輸送道路や市街地における火災時の延焼防止帯等としての機能の確保

(4) 補助幹線道路・主要区画道路

- ・良好な街区形成及び宅地へのアクセス機能の確保
- ・狭あい道路の拡幅等の整備推進及び交通安全機能の向上

3 道路交通の円滑化

- ・放射道路及び環状道路の機能強化による渋滞緩和
- ・(都)衣浦豊田線(豊田南バイパス)及び(都)豊田北バイパスの整備促進
- ・主要な鉄道駅等の交通結節点へのアクセス道路の整備による自動車交通と公共交通とのアクセス性の向上
- ・インターチェンジへのアクセス道路やスマートインターチェンジの整備推進
- ・緊急輸送道路等の指定による防災ネットワークの強化
- ・最先端技術を活用した自動運転や情報通信技術等による移動支援、交通事故対策、交通の円滑化、環境負荷低減
- ・交通事業者や市内事業所との共働による交通需要マネジメント施策の推進
- ・事故原因に関する情報収集や分析の実施、最先端技術を活用した交通事故対策等の推進



(都)高橋細谷線(竜宮橋)イメージ図



上郷スマートインターチェンジ(上り)イメージ図

4 計画的な維持管理

- ・予防保全型管理と事後保全型管理とを適切に組み合わせた管理計画の策定及び計画的な維持管理

5 快適な歩行空間や自転車通行空間の確保及びネットワーク形成

- ・歩行者と自転車利用者の双方の安全性・快適性を高めるための通行空間の整備
- ・国、県、警察等と連携した通行空間の確保
- ・通勤・通学、散策といった日常の生活における徒歩・自転車利用の促進

6 交通施設の環境負荷低減

- ・保水・透水機能を有する道路整備、路線の種別及び沿道土地利用の状況等に応じた緑化等の推進
- ・施設の長寿命化による廃棄物の発生抑制及び廃材の再利用等による資源循環

2-2 公共交通の方針

1 鉄道

- ・名鉄三河線の高架化・複線化、愛知環状鉄道の複線化の促進
- ・市域南部における名鉄三河線の鉄道機能の強化と併せた、沿線地域における土地区画整理事業等の定住に資する施策の推進
- ・主要な鉄道駅における駅前広場や自転車駐車場等の整備、交通結節点の機能強化、段差の解消や昇降機の設置、誘導案内設備等の整備促進
- ・鉄道の利便性向上やウォーキングイベントの開催等による利用促進



若林駅高架化イメージ図

2 路線バス

- ・基幹バスにおける利用者の動向及び土地利用の状況に応じたサービスの提供
- ・地域バスにおける地域住民を主体とした運営及び運行改善による利用促進、持続可能な運行形態の検討
- ・複数の公共交通機関を乗り継ぐ交通結節点における快適で乗り継ぎがしやすい待合空間の創出、公共交通の利便性の向上
- ・公共交通を活用した観光の促進、ウォーキング等の健康づくりと連動した利用促進、市民意識の向上



基幹バス（とよたおいでんバス）



地域バス

3 新たな公共交通システム

- ・基幹となる公共交通ネットワークを補完する多様な交通システムの充実

2-3 都心整備の方針

1 広場空間の整備

- ・都市の顔となる豊田市駅東口における日常的ににぎわいが感じられるまちなか広場空間の整備推進
- ・駅前広場及び豊田市駅の整備、豊田市駅東口・西口のペDESTリアンデッキの再整備等
- ・周辺の土地利用の高度化・複合化による機能充実
- ・景観や快適性といった環境空間としての機能や防災機能の確保にも配慮した整備の推進



東口まちなか広場（祝祭風景）イメージ



西口ペDESTリアンデッキ（デッキ広場の風景）イメージ



東口まちなか広場（日常風景）イメージ

2 交通結節機能の強化

- ・豊田市駅西口のペDESTリアンデッキの再整備等と併せた鉄道、バス等の利用者の円滑な移動の確保
- ・鉄道・バス等の利用促進やサービス向上

3 特色ある歩行空間の創出

- ・ゾーン規制等の導入による自動車交通の流入抑制の検討
- ・まちなか広場と一体となったゆとりある歩行者専用空間の創出

2-4 公園・緑地整備の方針

1 ゾーン及びネットワーク形成の方針

(1) ゾーンの方針

① 市街地ゾーン

- ・市街地に存するまとまった緑の指定緑地制度などによる保全
- ・「都市農業振興基本計画」に基づく市街化区域内農地の保全及び活用方法の検討
- ・緑化重点地区における都市公園の整備や緑化地域制度などによる緑化の推進

② 都市・田園共生ゾーン

- ・居住環境と良好な田園環境との調和など都市的土地利用と農業的土地利用との共生
- ・農業農村整備事業等の実施による生産基盤の整備、地域の活性化、都市環境の維持、生態系の保全、良好な田園景観の形成

③ 都市近郊自然共生ゾーン

- ・市街地周辺の緑地、森林、ため池・湿地などの水辺地のうち、特に重要と考えられる場所については、緑地保全地域制度などにより、積極的に保全

(2) 緑の骨格構造～水と緑のネットワークの形成～

① 緑の環境都市軸

- ・都市基盤整備に合わせた公共空間の緑化、助成制度の活用等による民有地緑化の促進、緑の保全・創出

② 緑の内環

- ・矢作緑地や中央公園等の整備の推進による都市環境の改善、良好な都市景観の形成、延焼を防ぐ防災ラインの形成、レクリエーション機能の確保

③ 緑の外環

- ・様々な生物が生息する連続した緑の空間（エコロジカルネットワーク）としての機能及び緑に囲まれた都市の風景の確保
- ・市民の環境学習や自然観察、共働による保全活動の場としての緑地の活用

④ 河川環境軸

- ・「矢作川河川環境活性化プラン」に基づく河畔林の再生や河川緑地の整備などの推進による河川周辺の自然環境の保全

2 公園・緑地整備の方針

(1) 都市公園・緑地の整備

- ・憩いと交流の拠点となる中央公園の整備推進
- ・身近な公園・緑地の計画的な整備推進、土地区画整理事業区域での計画的な公園整備
- ・地域が主体となった公園の利活用や維持管理を踏まえた市民との共働による公園整備の推進
- ・都市景観の向上及び良好な自然的環境を形成する都市緑地の保全
- ・行政と市民との共働による持続的な自然保全活動による矢作川の河畔林の機能再生
- ・「豊田市公共施設等総合管理計画」に基づいた公園施設の適切な維持管理、民間活力の導入に向けた取組の推進



憩いと交流の拠点となる中央公園



身近な公園

(2) 身近な緑化の推進

- ・公共施設の整備や更新時における緑化の推進、緑化地域制度や助成制度等による民有地の緑化の推進
- ・多自然川づくり等の取組の推進、住宅地に近接する森林等における自然体験の場としての活用



緑道

(3) 水と緑のネットワークの整備

- ・多自然川づくりや里山の保全活動による周辺の自然環境と調和した緑地の創出
- ・緑の外環を始めとした緑のネットワーク化によるエコロジカルネットワーク（生物の生息環境の保全と生態系を考慮したネットワーク）の形成
- ・身近な水辺や緑を活用した緑道ネットワークの形成
- ・都心における緑の環境都市軸や緑の内環を骨格とした既存の緑の保全、緑化地域制度による緑化の推進や助成制度等による民有地緑化の促進、水と緑のネットワークの形成
- ・毘森公園から中央公園にかけて積極的な緑化の推進、矢作川の水辺空間を活用した都心と矢作川の連携強化

2-5 下水道整備の方針

1 汚水処理施設の整備

- ・「豊田市汚水適正処理構想」に基づく汚水処理施設の整備推進

2 雨水排水施設の整備

- ・「豊田市総合雨水対策マスタープラン」に基づく計画的な浸水対策及び雨水貯留施設や浸透施設の設置等による雨水の流出抑制対策の推進
- ・境川・猿渡川流域における特定都市河川浸水被害対策法に基づいた特定都市下水道の管路整備の推進

3 雨水等の有効利用

- ・下水道への接続に伴い不要となった浄化槽の雨水貯留施設への転用、雨水貯留施設や浸透施設の設置に対する補助制度の活用

4 計画的な維持管理

- ・下水道施設の定期的な点検・診断、予防保全の視点に立った計画的な維持管理
- ・重要な幹線の耐震補強等、計画的な防災対策の推進



下水幹線の管更生

2-6 河川整備の方針

1 治水対策

- ・「豊田市総合雨水対策マスタープラン」に基づく調整池等の雨水対策施設の整備促進
- ・河川改修の推進、流出抑制の考えを取り入れた総合的な治水対策の実施
- ・「境川・猿渡川流域水害対策計画」に基づく、更なる総合治水対策の推進
- ・一級河川矢作川の鵜の首狭窄部改修や一級河川安永川等の都市基盤河川改修事業による整備等の推進



安永川の改修事業(トンネル工事)

2 雨水流出抑制施設の設置

- ・流域における雨水貯留浸透施設の設置促進
- ・特定都市河川浸水被害対策法及び矢作川流域における開発許可技術基準の適正な運用による調整池及び浸透施設の設置促進

3 景観形成、生態系の保全及び親水機能に配慮した河川整備

- ・多自然川づくりの方針に基づく生物生息空間等の創出
- ・緑地を核とした水と緑のネットワークの強化による良好な都市景観の形成、身近な生きものの生息・生育空間の確保、やすらぎや憩いの場となる水辺空間の創出
- ・まちなかの川や公園などのオープンスペースの確保によるヒートアイランド現象の緩和及び防災機能の向上
- ・矢作川、逢妻女川、逢妻男川、巴川及び籠川における緑地の整備、河畔林の保全・再生

4 計画的な維持管理

- ・樋門などの河川施設の定期的な点検・診断による計画的な対策の実施

2-7 その他都市施設等の整備の方針

1 駐車場の整備

- ・パークアンドライド駐車場の整備及び有効活用の促進、市街地整備と併せた駐車場までのアクセス性向上
- ・都心における駐車場稼働率の平準化と公共交通の利用促進、特定の駐車場への利用集中の緩和
- ・高齢者や障がい者等にも利用しやすい施設づくり、景観形成へ配慮した駐車場の緑化推進
- ・自転車の利用促進、放置自転車の防止のための自転車駐車場の整備

2 主要鉄道駅周辺等への公共・公益施設の配置

- ・公共交通機関の集まる主要鉄道駅周辺等における公共・公益施設の配置の促進

3 保健・医療・福祉施設の充実

- ・ 豊田地域医療センターの再整備、特別養護老人ホームなどの確保
- ・ 関係機関と連携した福祉の相談支援機能の確保



豊田地域医療センター再整備イメージ図

4 歴史継承・文化創造拠点等の整備

- ・ 「豊田市文化ゾーン基本構想」に基づく博物館や市民文化会館などの拠点の整備推進



歴史継承・文化創造拠点

5 墓園等の整備

- ・ 墓地の将来的な需要や新たな埋葬方式等への対応を踏まえた計画的な整備推進
- ・ 火葬件数の増加等に対応できるような火葬場の整備

6 ごみ処理等施設の整備

- ・ ごみ等の排出状況やリサイクル技術の状況等に応じたごみ処理等施設の適切な整備、施設の長寿命化や適切な時期での更新の実施

3 都市防災の方針

3-1 防災拠点の整備及び機能確保

- ・ 主要な公園等の大規模災害時の広域避難地や地域の自主避難場所としての活用
- ・ 小中学校等の指定緊急避難場所・指定避難所の災害時の安全な避難先としての機能確保



防災演習

3-2 災害時における被害の拡大防止

- ・ 市街地整備における公園・緑地の整備の推進による火災時の緩衝帯としての機能の確保、主要道路の無電柱化
- ・ 地区計画等を活用した避難路や公園の確保
- ・ 耐震診断及び耐震改修に対する助成制度等の利用促進
- ・ 危険な空き家の発生を抑制するため、家屋等の利活用の促進

3-3 災害時における都市施設の機能確保

- ・ 主要道路の計画的かつ体系的な整備、緊急輸送道路等の耐震性の向上

3-4 水害及び土砂災害の発生防止

- ・ 保水機能の確保のための山地や丘陵地の森林の保全、森林の整備による雨水の流出抑制
- ・ 遊水機能を持つため池の耐震整備の推進
- ・ 土砂災害の危険性がある山地及び丘陵地における森林の健全化、砂防施設や擁壁等の急傾斜地崩壊防止施設の整備
- ・ 土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備

3-5 市民、地域及び企業の防災意識向上と防災力強化

- ・ 地域防災カルテの作成・周知による市民及び地域の防災意識の向上及び防災に関する取組の促進
- ・ 民間事業者に対する防災に関する情報の提供及び知識の普及促進、事業継続計画（BCP）の策定促進による企業の防災力強化

4 景観形成の方針

4-1 景観法に基づく景観計画

- ・景観計画において位置付けられた「中心市街地地区」における景観重点地区の指定の検討
- ・景観計画における豊田らしい魅力のある景観づくり

4-2 景観形成方針

1 都市景観

- ・都心と産業技術核におけるまちのシンボルとしてふさわしい、都市の活力が感じられる景観の形成
- ・都市幹線道路等の沿道の商業施設や事務所等の建築物における街路樹の植栽や民有地での緑化等の促進
- ・住宅地における建築物の形態意匠や高さ等について周辺環境や既存のまちなみとの調和
- ・工業地における周辺環境と調和のとれた景観形成の促進
- ・適切な広告物の規制・誘導及び街路樹の統一的な整備等の推進
- ・インターチェンジ周辺における屋外広告物の規制、建築物及び工作物の形態意匠に対する誘導
- ・鉄道駅及び沿線における高架上からの眺望にも配慮した景観づくり
- ・水と緑のネットワークの拠点となる公園や緑地等の整備
- ・公共施設におけるまちのシンボルとして親しみを持てる景観の形成



都市景観

2 自然景観

- ・風致地区や緑地保全地域等の指定等による自然的景観の保全
- ・地域の景観形成のシンボルとなっている樹木の保全・活用
- ・矢作川を始めとする河川における水質汚濁の防止、河川空間へのごみの不法投棄の防止、美化活動の推進
- ・緑地、公園、緑道、河川などの連携による水と緑のネットワークの形成
- ・広がりを感じられる田園景観の保全

3 歴史的景観

- ・歴史的まちなみが残されている地区におけるまちなみの連続性の保全及び歴史的まちなみと調和した景観の創出
- ・歴史的建造物の適切な維持保全及び歴史的な趣の感じられる整備や規制

地域別の方針

地域区分

地域別の方針の策定に当たり、土地利用のまとまりや核を中心とした地域形成の観点から、都市計画区域を道路や河川等の地形地物により、「中部」、「南部」、「東部」及び「北部」の4地域に区分します。

地域別の方針では、各地域における特性や課題を明らかにした上で、全体構想における将来都市構造や都市づくりの方針等を踏まえつつ、土地利用及び都市施設などの整備方針を定めます。

図-5 地域区分図



1 中部地域の方針

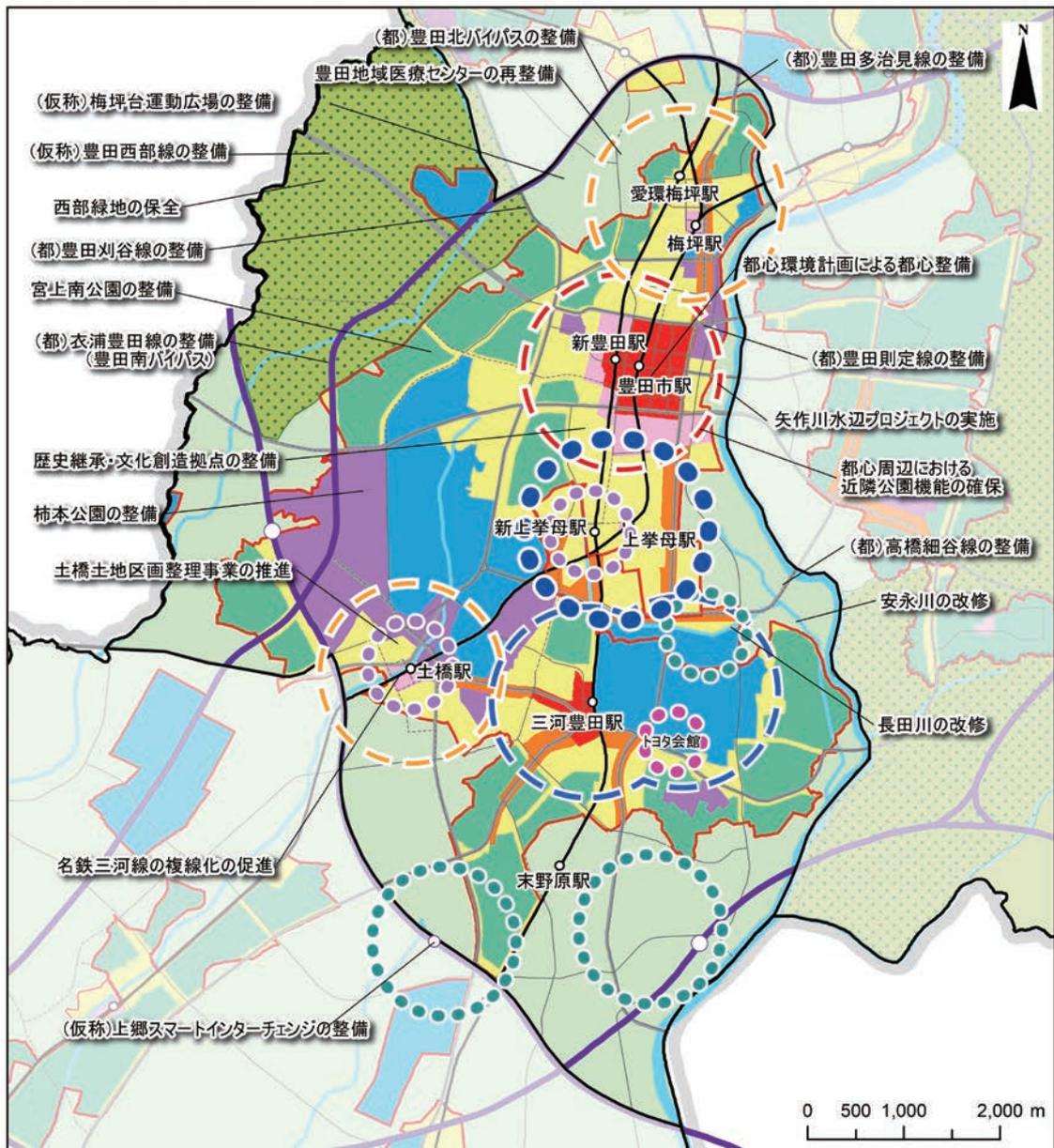
〈都市づくりの方向性〉

都心と産業技術核の連携を強化し、産業や商業等の都市機能の集積強化を図り、一体的な市街地の形成を行うことにより、本市の活力をけん引する都市づくりを進めます。

〈都市づくりの対応方針〉

- ◆ 都市構造の中核として居住・都市機能が集積したにぎわいある地域
- ◆ 基幹産業の持続的な発展を支える地域
- ◆ 利便性と快適性が共存する地域

図-6 中部地域の整備方針図



〈土地利用区分〉 専用住宅地区 一般住宅地区 沿道商業地区 一般商業地区 商業・業務地区 住工複合地区 工業地区 緑の外環(保全区域) 都市・田園共生地区 都市近郊自然共生地区		〈核〉 都心 産業技術核 拠点地域核 地域核		〈拠点〉 都市機能連携拠点 産業誘導拠点 居住誘導拠点 交流促進拠点		— 都市計画道路(完成) - - - 都市計画道路(計画・未整備) 市街化区域
---	--	---	--	---	--	--

2 南部地域の方針

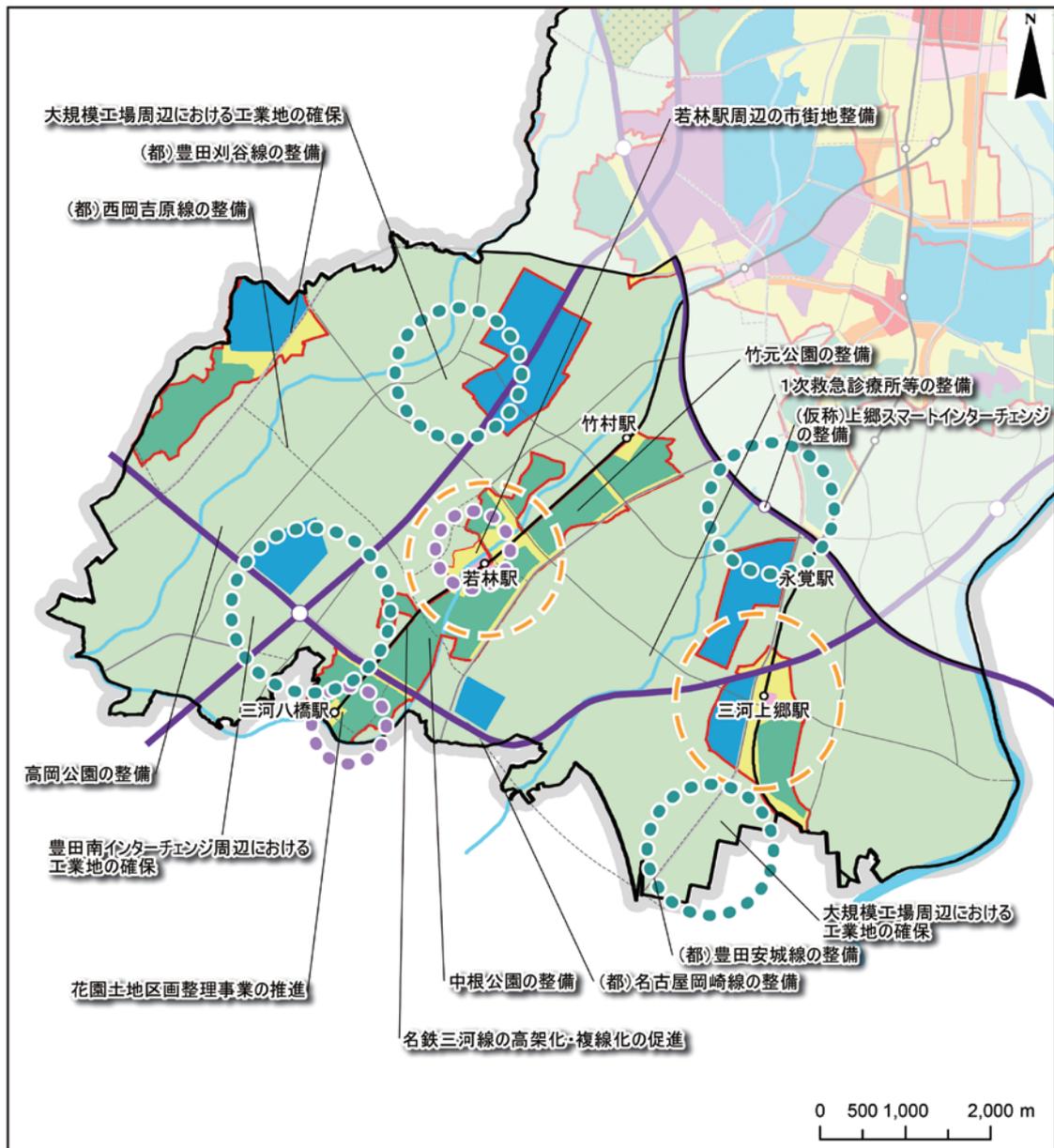
〈都市づくりの方向性〉

名古屋圏との連携を見据えた鉄道機能強化と鉄道沿線を中心とする都市づくりを進めます。あわせて、農地等の自然環境との調和を図りつつ、道路ネットワークを生かした工業地の形成を進めます。

〈都市づくりの対応方針〉

- ◆ 公共交通を利用して便利な暮らしができる地域
- ◆ 豊かな自然の中で便利に住み続けられる地域
- ◆ 自然環境と産業が調和する地域

図-7 南部地域の整備方針図



〈土地利用区分〉		〈核〉		〈拠点〉		— 都市計画道路(完成)	
専用住宅地区	住工複合地区	都心	都市機能連携拠点	産業誘導拠点	都市計画道路(計画・未整備)	市街化区域	
一般住宅地区	工業地区	産業技術核	産業誘導拠点	居住誘導拠点			
沿道商業地区	緑の外環(保全区域)	拠点地域核	産業誘導拠点	交流促進拠点			
一般商業地区	都市・田園共生地区	地域核					
商業・業務地区	都市近郊自然共生地区						

3 東部地域の方針

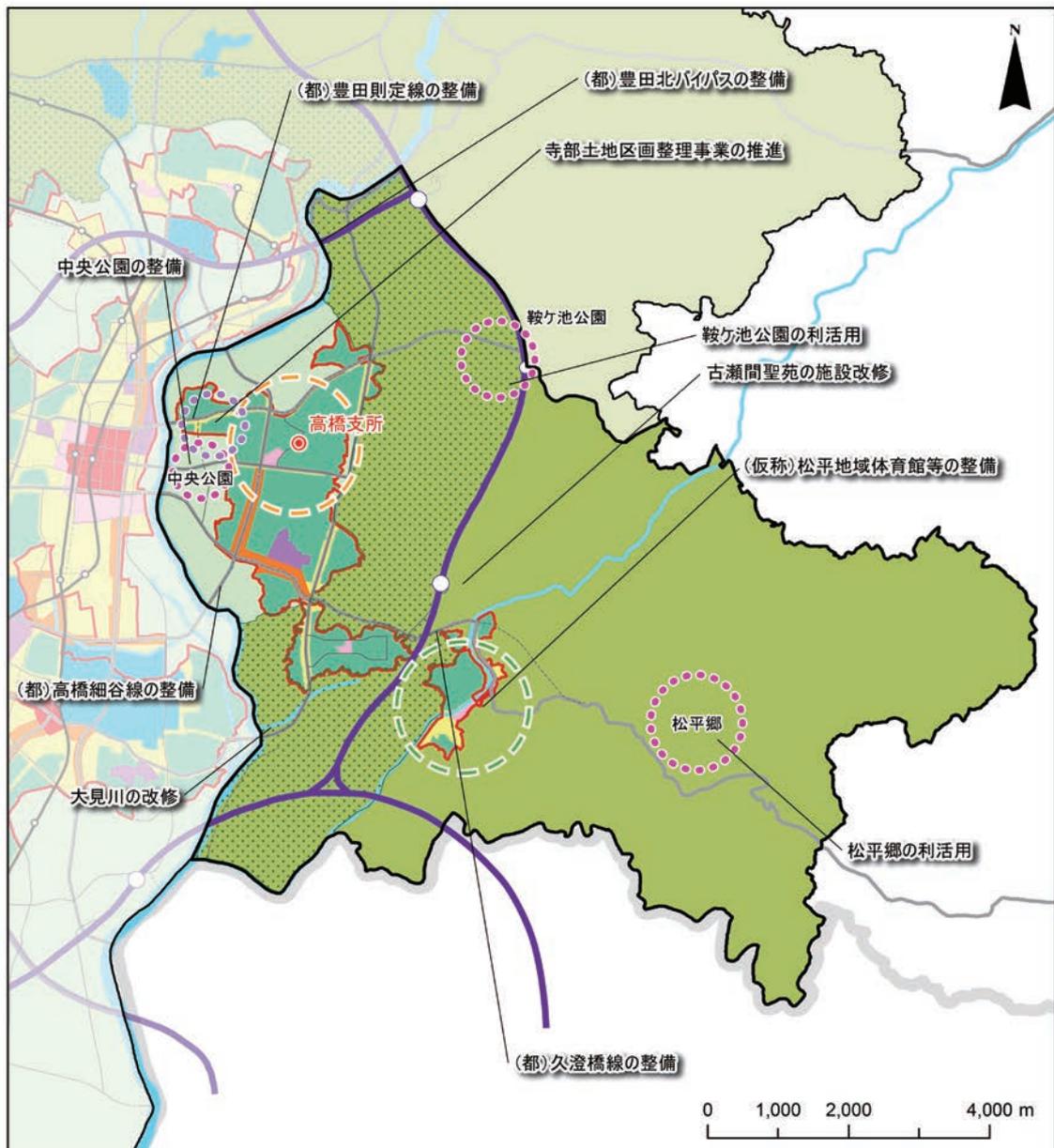
〈都市づくりの方向性〉

森林等の自然環境を生かし、都市と自然が共生する中で多様なライフスタイルを選択でき、交流により地域のつながりが感じられる都市づくりを進めます。

〈都市づくりの対応方針〉

- ◆ 市街地、集落、農地、山林が一体となったゆとりのある地域
- ◆ 支所周辺を中心に、暮らしに必要な施設が集積した地域
- ◆ 地域の魅力を生かし、多くの人が訪れるにぎわいあふれる地域

図-8 東部地域の整備方針図



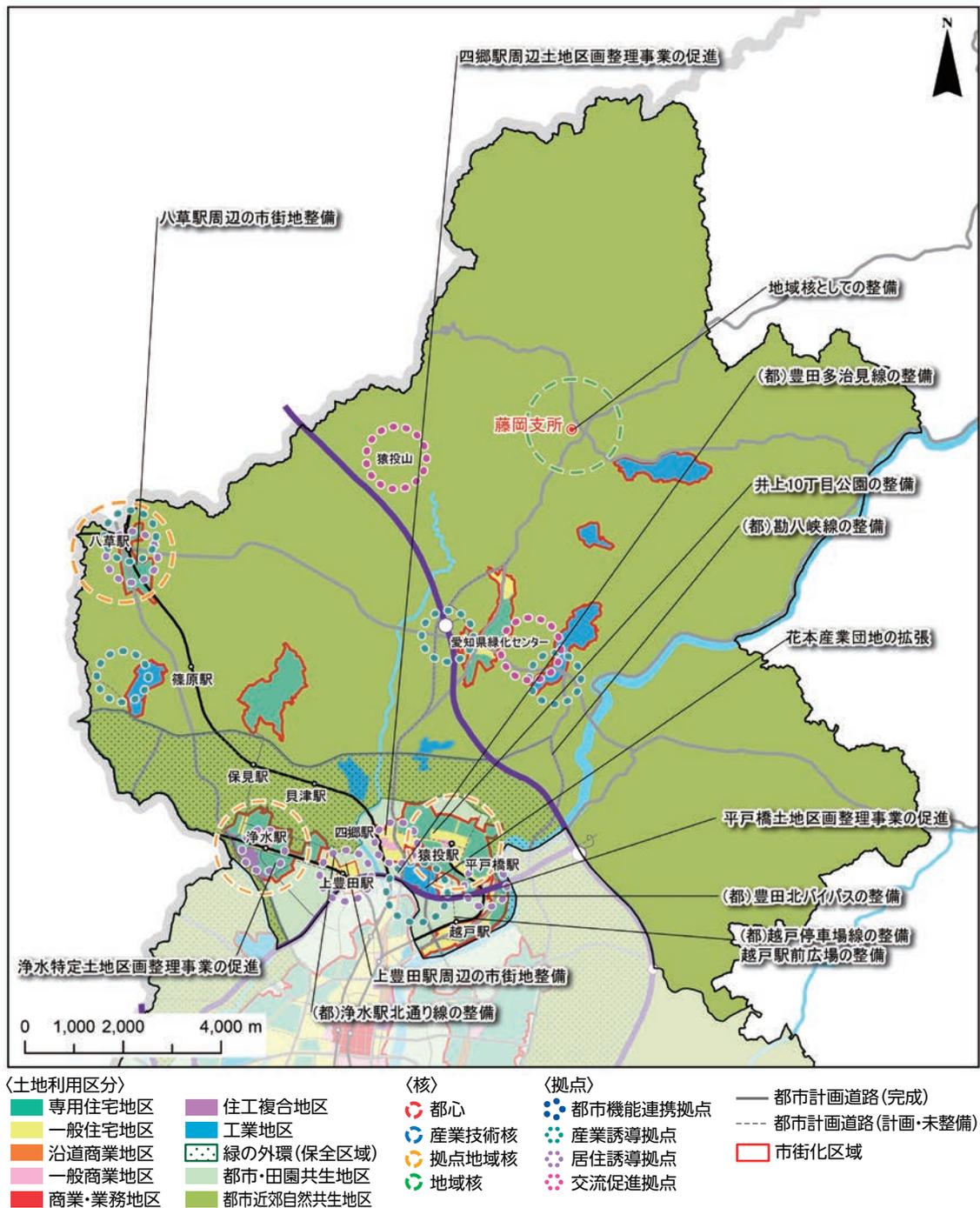
〈土地利用区分〉		〈核〉		〈拠点〉		— 都市計画道路(完成)	
専用住宅地区	住工複合地区	都心	都市機能連携拠点	産業誘導拠点	都市計画道路(計画・未整備)	市街化区域	
一般住宅地区	工業地区	産業技術核	産業誘導拠点	居住誘導拠点			
沿道商業地区	緑の外環(保全区域)	拠点地域核	居住誘導拠点	交流促進拠点			
一般商業地区	都市・田園共生地区	地域核					
商業・業務地区	都市近郊自然共生地区						

4 北部地域の方針

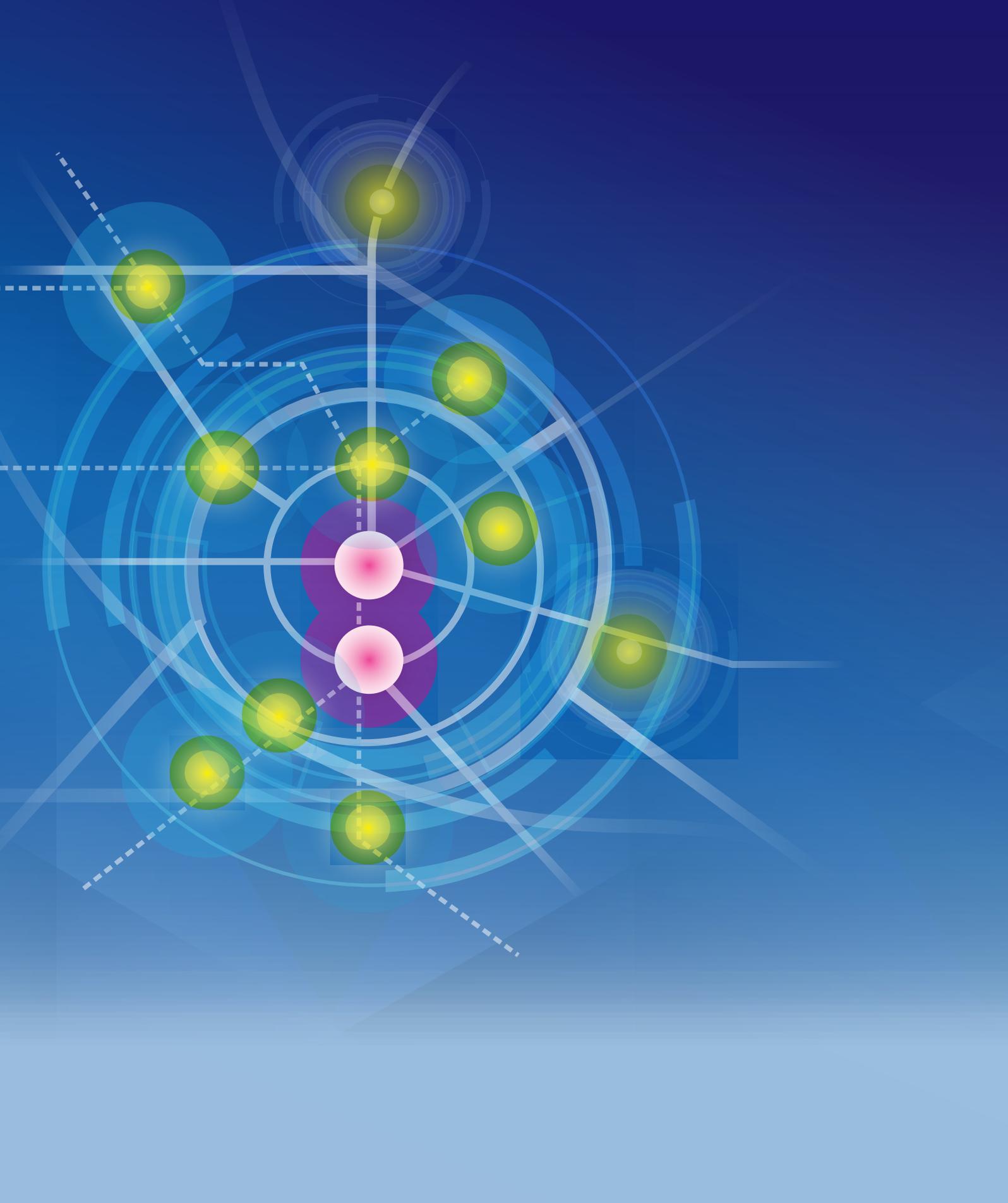
〈都市づくりの方向性〉
 広大な自然を有する北部地域の生活を支える都市機能等の集積に向けて、新市街地の整備を進めるとともに、他都市との連携を見据え、交通ネットワークを生かした都市づくりを進めます。

- 〈都市づくりの対応方針〉**
- ◆ 利便性とゆとりが共存する地域
 - ◆ 誰もが多様な移動手段を使って生活できる地域
 - ◆ 豊かな自然と産業、暮らしが共生する地域

図-9 北部地域の整備方針図



地域別の方針



発行：2018年3月

豊田市企画政策部都市計画課



UD
FONT
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン (UD) の
考えに基づいた見やすいデザインの
文字を採用しています。